【訪問看護・介護予防訪問看護】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　【参考資料５－３】

※　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。（指定訪問看護と指定介護予防訪問看護と共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△訪問看護ステーション指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程（事業の目的）第１条　＊＊＊が設置する△△△訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。（運営の方針）第２条　指定訪問看護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。　　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。４　地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。５　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。６　介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。７　前６項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）及び「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。（事業の運営）第３条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。（事業所の名称等）第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名　称　　△△△訪問看護ステーション（２）所在地　　茨木市○○町○番○号　○○ビル〇階

|  |
| --- |
| 第○条　出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。　（１）名　称　　△△△　　○○出張所　（２）所在地　　○○市○○区○○町○丁目○番○号 |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする（１） 管理者　看護師　１名（常勤職員）　　　　管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。（２）看護職員　○名看護師　○名（常勤　○名、非常勤　○名）准看護師　○名（常勤　○名、非常勤　○名）　　　看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。（３）理学療法士　○○名（４）事務職員　○名（常勤○名　非常勤　○名）必要な事務を行う。（営業日及び営業時間）第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。（３）サービス提供時間　午前○時から午後○時とする。（４）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）第７条　事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。（１）訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明 　　利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載　　　（サービス内容の例）　　　①　病状・障害の観察②　清拭・洗髪等による清潔の保持③　食事および排泄等日常生活の世話④　床ずれの予防・処置⑤　リハビリテーション⑥　ターミナルケア⑦　認知症患者の看護⑧　療養生活や介護方法の指導⑨　カテーテル等の管理⑩　その他医師の指示による医療処置（２）訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕（３）訪問看護報告書の作成（指定訪問看護の利用料等）第８条　指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬　告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年２月10日厚生省告示第19号）によるものとする。２　指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年３月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。（１）事業所から片道○○キロメートル未満　○○円（２）事業所から片道○○キロメートル以上　○○円４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。５　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。６　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。（通常の事業の実施地域）第９条　通常の事業の実施地域は、茨木市、○○市、○○町、○○村の区域とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （通常の事業の実施地域）

|  |  |
| --- | --- |
| 出張所名 | 実施地域 |
| △△出張所 | ○○市○○区、○○町 |
| □□出張所 | ○○市○○区、○○市 |
| ○○出張所 | ○○村 |

第１０条　通常の事業の実施地域は、茨木市、○○市、○○町、○○村の区域とする。 |

（緊急時等における対応方法）第10条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。２　利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。３　利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（衛生管理等）第11条　看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。（苦情処理）第12条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。２　事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。（虐待防止に関する事項）第13条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。 （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。（２）虐待の防止のための指針を整備する。（３）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。 （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。（身体拘束）第14条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。（個人情報の保護）第15条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。（その他運営に関する留意事項）第16条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。（１）採用時研修　採用後○か月以内（２）継続研修　　年○回２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。４　事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。５　事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日（計画にあっては当該計画の完了の日）から５年間保存するものとする。６　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊＊法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則この規程は、令和○年○月○日から施行する。この規程は、令和△年△月△日から施行する。この規程は、令和□年□月□日から施行する。 | ・名称は、必ず訪問看護ステーションとしてください。・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。・出張所を設置する場合は、出張所の名称と所在地を記載してください。・常勤と非常勤に分類して記載してください。・事務職員は、配置する場合のみ記載してください。・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください・自動車を使用する場合の交通費の徴収も、実費の範囲で設定してください。（交通費を徴収しない場合は記載不要）・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。・原則として、市町村単位（大阪市、堺市は区単位）で設定してください。・市区町村内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください。【出張所を設置する場合】・出張所の名称と当該出張所の実施地域を記載してください。・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。（令和３年４月１日改正）・虐待防止に関する事項は、令和６年４月１日より義務化されています。・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）　を記載してください。・変更した場合は、履歴も記載してください。 |